



# 産業振興施策の 主要な事業

令和5年度



産業政策課・企業誘致課

※掲載情報は令和5年3月22日現在の内容となります。

# 目次

<b>1 就労支援・働きやすい職場づくりについて</b>	<b>1</b>
1-1 合同就職面接会の開催	
1-2 求人情報誌の作成	
1-3 働きやすい職場環境づくり	
<b>2 勤労者の技能向上・福祉増進について</b>	<b>2</b>
2-1 佐野共同高等産業技術学校	
2-2 佐野市勤労者会館	
2-3 両毛メート（一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会）	
<b>3 リカレント教育の推進について</b>	<b>4</b>
3-1 リカレント教育	
<b>4 事業資金の支援について</b>	<b>5</b>
4-1 市制度融資	
4-2 特定中小企業者（セーフティネット保証）の認定	
<b>5 創業支援について</b>	<b>7</b>
5-1 特定創業者フォローアップ補助金	
5-2 まちなかチャレンジショップ	
<b>6 企業誘致・企業立地支援について</b>	<b>8</b>
6-1 国道 50 号沿線開発	
6-2 工場用地バンク	
6-3 企業立地促進奨励金	
6-4 サテライトオフィスの誘致	
<b>7 新しい働き方の導入支援について</b>	<b>12</b>
7-1 サテライトオフィス等立地促進奨励金	
7-2 事業所等新しい働き方導入促進補助金	
<b>8 各種表彰事業について</b>	<b>13</b>
8-1 産業振興貢献企業表彰式	
8-2 技能検定合格者顕彰式	

<b>9 中小企業者の各種補助金・税制支援について</b>	<b>14</b>
9-1 販路拡大チャレンジ補助金	
9-2 産業財産権取得補助金	
9-3 中小企業退職金共済制度加入促進補助金	
9-4 中小企業倒産防止共済制度加入促進補助金	
9-5 先端設備等導入計画の認定	
<b>10 まちなか活性化について</b>	<b>17</b>
10-1 市営駐車場	
10-2 佐野新都市バス	
10-3 まちなか活性化事業補助金（空き店舗等活用にぎわい創出事業）	
10-4 佐野駅前交流プラザ「ぱるぽーと」	
<b>11 国際海上コンテナ輸送の効率化について</b>	<b>23</b>
11-1 佐野インランドポート	
<b>【 参考資料 】</b>	<b>24</b>
参-1 佐野市中小企業及び小規模企業振興条例	
参-2 佐野市産業振興基本計画	

# 1 就労支援・働きやすい職場づくりについて

## 1-1 合同就職面接会の開催

求職者の就職促進を図るとともに市内企業の人材確保を支援することを目的に、就職面接会を開催します。

### ▶ さの合同就職面接会

【主催】佐野市、佐野公共職業安定所

【開催時期】例年 11 月頃開催（一般求職者等対象面接会）

【会場】佐野市勤労者会館



## 1-2 求人情報誌の作成

若年者就労支援及び UIJ ターンを検討している方への情報発信のため、求人情報誌を作成し、大学、高校、20 歳になった方等に配布するとともに、令和 5 年度は佐野市ホームページにて誌面を公開する予定です。

## 1-3 働きやすい職場環境づくり

働きやすい職場環境づくりの意識啓発や職場の環境改善を進める上での諸制度の周知を行い、市内企業の人材確保や従業員の職場定着等を図るため、雇用主を対象とした研修会を毎年 11 月頃に開催しています。

例年、仕事と生活の両立支援や男女ともに働きやすい職場作りに積極的に取り組む事業者を表彰する、男女共同参画推進事業者表彰「パレット」賞の表彰式と共同開催しています。

## 2 勤労者の技能向上・福祉増進について

### 2-1 佐野共同高等産業技術学校

働きながら職業に必要な知識や技能を身に付けるため、又は技術や技能を身に付けこれから働こうとしている方々のために訓練校を設置しています。

#### 【入学条件】

- ・ 建築関係の事業所に勤務、又は勤務予定の方
- ・ 再就職の準備のため受講を希望する方
- ・ 職場復帰の準備のため受講を希望する方
- ・ 建築関係の資格を取りたい方（技能士、建築士、CAD検定等）

#### 【授業料】

年間6万円（別途入学金5千円）

教科書・教材等は支給されます。

#### 【訓練内容】

訓練科	訓練期間	募集定員	授業日
木造建築科	3年間	15名	毎週土曜日
建築設計科	2年間	15名	毎週土曜日

#### 【問い合わせ】

栃木県認定 職業訓練法人 佐野共同高等産業技術学校

佐野市大橋町 2042

TEL 0283-23-7109

メールアドレス sano-kyoudou.koh@sctv.jp

## 2-2 佐野市勤労者会館

市内の勤労者の福祉増進と文化向上を目的に、市内の勤労者及び団体等への貸館を行っています。

### 【利用時間】

午前9時～午後10時

### 【利用料】

区 分	使 用 料 区 分			
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時
1階会議室	1,650円	2,200円	3,300円	7,150円
2階会議室A	550円	770円	1,100円	2,420円
〃 BC	1,980円	2,750円	3,960円	8,690円
〃 ABC	2,530円	3,520円	5,060円	11,110円
貸 室	1月 19,800円			

### 【問い合わせ】

佐野市勤労者会館

佐野市浅沼町796 TEL 0283-21-1830

## 2-3 両毛メート（一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会）

佐野市・足利市の出資で設立した両毛メート（一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会）により、勤労者のための総合的福利厚生を提供を行っています。

### 【対象者】

佐野市・足利市の事業所に働く従業員とその事業主

### 【入会金・会費】

入会金 500円（入会月のみ）、会費 500円（月額）

### 【問い合わせ】

両毛メート本部（足利市田中町32-11（公財）栃木県南地域地場産業振興センター2階）

TEL 0284-22-7800

両毛メート佐野事務所（佐野市浅沼町796 佐野市勤労者会館1階）

TEL 0283-85-7260

## 3 リカレント教育の推進について

### 3-1 リカレント教育

包括連携協定を結んでいる佐野日本大学学園と連携し、企業が望む現役世代のスキルアップに向けたリカレント教育の内容を把握し、佐野日本大学学園を通して、上位機関である日本大学から教授等を派遣してもらい、各種セミナーを実施します。

令和5年度は市内就労者を対象に、年2回のセミナー（1セミナーあたりの定員約20名、全6コマ程度、延べ40名）を開催する予定です。セミナーの内容、開催時期、開催方法等は詳細が決まり次第、市ホームページ等にて案内します。

以下、国のリカレント教育の取組を合わせて紹介します。

#### ▶ 厚生労働省

##### ・教育訓練給付金

対象講座を修了した場合に自ら負担した受講費用の20%～70%の支給が受けられます。

##### ・高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方が看護師等の国家資格やデジタル分野等の民間資格の取得のために修学する場合に、月10万円の支給が受けられます。

##### ・人材開発支援助成金

事業主が従業員に対して職務に関連した訓練を実施した場合や、新たに教育訓練休暇制度を導入し、教育訓練休暇を与えた場合に、訓練経費や制度導入経費等の助成が受けられます。

#### ▶ 経済産業省

##### ・巣ごもりDXステップ講座情報ナビ

「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」を開設し、デジタルスキルを学び始めたい方に向けて、無料のオンライン学習コンテンツを紹介しています。

##### ・第四次産業革命スキル習得講座認定制度

IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定しています。

#### ▶ 文部科学省

##### ・マナパス

「いつでも・どこでも・誰でも」学べる社会に向けて、社会人の学びの情報を紹介しています。

## 4 事業資金の支援について

### 4-1 佐野市の制度融資

市内の中小企業者が低利な融資が受けられるよう、次のとおり事業資金の融資を行っています。

#### 【制度融資一覧】

融資の種類	資金用途	融資限度	融資期間 (据置期間)	融資利率
中小企業 経営安定資金	営業のために必要な 運転資金	2,500万円	7年以内 (6月以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.9%
中小企業 短期資金	営業のために必要な 短期運転資金	500万円	1年以内	1年以内 1.3%
中小企業 設備資金	生産、加工、販売等の機械 設備資金、工場、店舗等の 新築又は増改築資金で事業 に直接係る資金	2,000万円	10年以内 (6月以内)	5年以内 1.6% 7年以内 1.9% 10年以内 2.4%
中小企業 創業資金	創業又は業種転換に必要 な運転資金又は設備 資金	500万円	5年以内 (6月以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% (注)
小規模 企業者資金	営業のために必要な 運転資金又は設備資金	2,000万円 既存の保証付融 資残高を差し引 いた額まで	7年以内 (6月以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.9%
産業振興 支援資金	〈新事業開拓支援枠〉 国、県、市の認定・承認等 を受けた新事業の実施に必要 な運転資金及び設備資金  〈BCP策定企業支援枠〉 営業のために必要な運転資 金又はBCPに基づいた必要 物品購入のための設備資金	2,000万円 本資金全体での 融資額の合計が 2,000万円まで	運転 7年以内 (6月以内)  設備 10年以内 (6月以内)	運転 3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.6%  設備 5年以内 1.3% 7年以内 1.6% 10年以内 2.1%
緊急景気 対策資金 (新型コロナウイルス 感染症型)	新型コロナウイルス感 染症の影響により生ず る運転資金	500万円	7年以内 (1年以内)	5年以内 1.0% 7年以内 1.2%

・栃木県信用保証協会保証付となりますが、信用保証料を市が補助します（緊急景気対策資金は全額補助、その他の資金は2/3補助）。

(注) 佐野市創業支援事業計画による特定創業事業の支援を受け、佐野市から証明書の交付を受けた場合は融資利率が0.1%引き下げとなります。

#### 4-2 特定中小企業者（セーフティネット保証）の認定

取引先等の倒産、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、特定中小企業者の認定を行っています。認定事業者は、一般保証と別枠で最大2億8千万円の経営安定関連保証が受けられます。

##### 【特定中小企業者】

- 1号 大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受けている中小企業者等
- 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者等
- 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む中小企業者等
- 4号 特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者等
- 5号 全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者等 ※
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者等
- 7号 金融機関の合理化に伴う貸出抑制により影響を受けている中小企業者等
- 8号 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡された再生可能な中小企業者等

## 5 創業支援について

### 5-1 特定創業者フォローアップ補助金

創業支援等事業計画に基づく特定の支援を受けた市内の創業者に対し、経営相談費等及び広告宣伝費等を補助します。

#### 【対象者】

- ・ 特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を有し、市内で創業した方
- ・ 特定創業支援（創業塾等）の終了日から1年以内に創業した方等

#### 【補助対象及び補助額】

- ・ 経営相談、税務相談等に要した費用の1/2の額（25,000円を上限に5回まで）
- ・ パンフレットの作成・配布、広告掲載、ホームページ作成等に要した費用の2/3の額（上限20万円）

### 5-2 まちなかチャレンジショップ

まちなか活性化ビル「佐野未来館」3階フロアを新規事業者が本格的に開業する前にチャレンジショップとして利用できるスペースを無料（光熱水費含む）で提供しています。

#### 【対象者】

- ・ 事業を営んでいない個人で、これから市内で新たに事業を開始しようとする方
- ・ 事業を営んでいる個人または会社で、その事業の全部または一部を継続しつつ、これから市内で他の事業を開始しようとする方
- ・ 事業を休止している個人または会社で、市内で他の事業を開始しようとする方

#### 【利用可能業種】

物品販売業、飲食店業（酒類の提供を主たる目的とするものを除く）  
その他、集客を見込めるサービス業

#### 【利用期間・利用可能時間】

原則6か月（3か月の延長可能）  
午前9時～午後5時

#### 【ショップ概要】

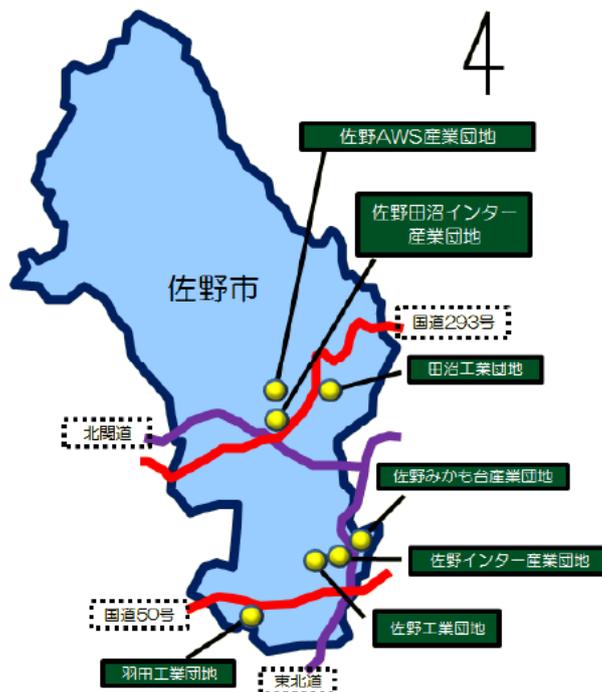
チャレンジショップA	飲食店専用	53.91㎡
チャレンジショップB	物品販売専用	37.01㎡
チャレンジショップC	物品販売専用	55.58㎡



## 6 企業誘致・企業立地支援について

### 6-1 国道50号沿線開発

本市には7つの産業団地があり、様々な業種の企業が操業しています。本市全体の製造業の従業員数約14,500人のうち、産業団地ではおよそ半数の約7,500人が働いています。産業団地は、本市の産業を牽引する役割を果たしていますが、現在、産業団地は全て分譲済みであり、新たな企業の本市への進出希望に対応できる区画がない状況にあります。



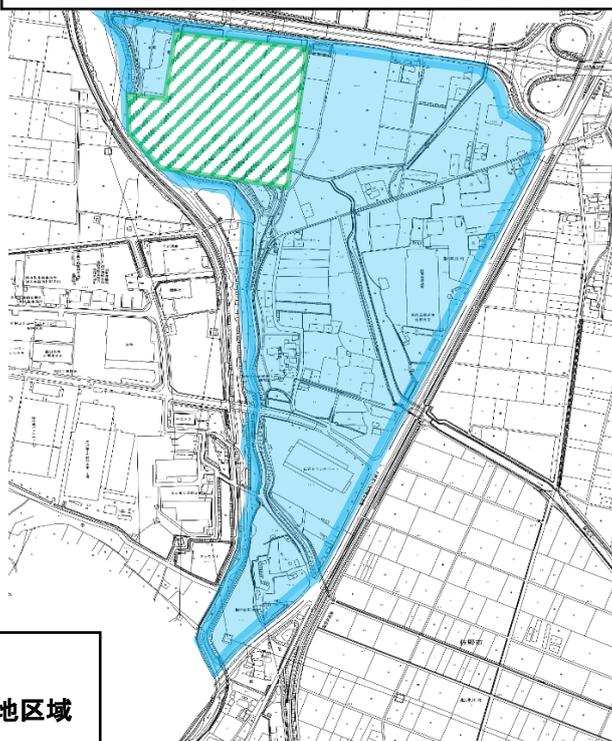
市内産業団地一覧

団地名	総面積 (ha)	企業数 (件)	分譲開始	分譲完了
佐野工業団地	111.9	31	昭和43(1968)年5月	昭和53(1978)年2月
田沼工業団地	26.5	9	昭和61(1986)年9月	昭和63(1988)年8月
羽田工業団地	26.0	9	平成6(1994)年7月	平成12(2000)年3月
佐野みかも台産業団地	30.0	8	平成13(2001)年8月	平成18(2006)年2月
佐野インター産業団地	36.6	20	平成16(2004)年11月	平成30(2018)年12月
佐野田沼インター産業団地	17.4	14	平成26(2014)年2月	平成29(2017)年2月
佐野AWS産業団地	23.5	7	平成26(2014)年4月	平成29(2017)年8月
合計	261.9	98	—	

平成31年3月に策定した「国道50号沿線開発構想」に基づき、令和4年度に国道50号沿線開発（西側エリア）について事業化しました。

現況、今後の予定及び想定区域は、以下のとおりとなります。今後、想定区域内において整備エリアを絞り込み、産業団地の整備を推進します。

国道50号沿線開発（西側エリア）想定区域図



凡 例

 : 農振農用地区域

※現時点では想定エリアであり、整備エリアではありません

【現況】

面積	約 44.2ha（産業団地整備エリアは未定）
都市計画	市街化調整区域
農業施策	一部農振農用地区域
土地利用	農地の他に事業地、耕作放棄地等が点在、県道佐野行田線沿いには物流施設、事業所等が立地

【スケジュール】

令和4年度	地元及び地権者説明
令和5年度	地権者開発同意形成 農政協議（事前協議） 都市計画決定手続き（事前協議）
令和6年度	農政協議（農振農用地区域除外手続き） 都市計画決定手続き（事前協議）
令和7年度	都市計画決定手続き
令和8年度	詳細設計等
令和9～11年度	産業団地造成工事 分譲企業募集

## 6-2 工場用地バンク

企業立地を促進するため、市内の空き工場等の所有者や不動産業者の皆様に物件情報を登録していただき、その情報を市ホームページにより立地を希望する企業に提供します。

【登録対象】工場、倉庫に活用できる土地、建物

【登録費用】無料

【登録要件】

- ・1,000㎡以上の土地(市街化区域内においては準工業地域、工業地域又は工業専用地域)であること
- ・所有権等を有する方の全員の同意を得ていること
- ・関係法令の規制や基準に適合した物件であること

【ホームページ】

[https://www.city.sano.lg.jp/kurashi\\_gyosei/sangyo\\_shigoto/business/12795.html](https://www.city.sano.lg.jp/kurashi_gyosei/sangyo_shigoto/business/12795.html)

検索ワード「佐野市工場用地バンク」

## 6-3 企業立地促進奨励金

新規に立地する企業や生産施設などの規模拡大を目的とした増改築を行う企業に対して、奨励金を交付します。

【対象者】

製造、開発、加工、修理、物流、研究を営む法人

【補助要件】

- ・新設の場合  
投下固定資産（土地、家屋または機械設備等）の一部または全部を取得  
※全部取得2億円以上、一部取得1億円以上  
常時雇用従業員10人以上  
用地を取得または賃貸借した日から3年以内に工場等の操業開始
- ・増改築等の場合  
生産施設の規模を拡大すること  
投下固定資産の取得に要する費用が5,000万円以上  
増改築等終了後6カ月以内の操業開始

【対象となる立地先】

- ①公共団体等が開発造成した工業団地
- ②①以外においては、次のいずれにも該当する土地  
イ 都市計画法に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域

- ロ 新設にあつては、敷地面積 10, 000 m<sup>2</sup>以上
- ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分を行う事業でないこと。

【補助期間】

操業を開始した日の属する年度の翌年度又は翌々年度から 5 年間

【補助額】

取得した投下固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税相当額

#### 6-4 サテライトオフィスの誘致

都市部のオフィス系企業やサテライトオフィスの設置により地方での事業展開が可能な企業を誘致することにより、雇用機会の創出や移住・定住の促進、地元企業との連携等を通じ、地域経済のさらなる活性化を図ります。

令和 4 年 1 月には佐野まちなか活性化ビル「佐野未来館」(栃木県佐野市高砂町 2794-1) に佐野市お試しサテライトオフィスを設置し、都市部のオフィス系企業や地方での事業展開が可能とする企業にお試し勤務の場の提供を開始しました。



また、令和 5 年 2 月 1 日に、Co×Co Works を市内 2 か所(栃木県佐野市若松町 90、越名町 2055-2) に開設いたしました。国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、ワーキングスペースに加え事業支援を併せ持った施設の整備事業者を公募により募集した上で整備費用を交付いたしました。今後の運営につきましても、整備を行った事業者が引き続き行う形となります。



## 7 新しい働き方の導入支援について

### 7-1 サテライトオフィス等立地促進奨励金

市内でサテライトオフィス等を設置し、運営する事業者に対し、運営にかかる費用の一部を支援します。

**【対象者】**

市内にサテライトオフィス等を開設・運営を行っている事業者

**【対象経費】**

運営にかかる経費のうち人件費、光熱水費等の固定費等

**【補助額】**

上限額 月2万円、年間24万円（補助率2/3）

### 7-2 事業所等新しい働き方導入促進補助金

▶ リモートワーク用機器等の導入補助

新しい働き方を推進し、テレワークに取り組む市内事業者に対し、従業員が利用するリモートワーク用機器等の導入を支援します。

**【対象者】**

市内事業者

**【対象経費】**

リモートワークに必要な情報通信機器やソフトウェア等の購入に要した経費

▶ 市内民間施設（ワーキングスペース）等活用促進補助

テレワークに取り組む市内事業者の従業員による民間運営の市内ワーキングスペース等の利用促進を支援します。

**【対象者】**

市内事業者

**【対象経費】**

従業員のテレワーク用としてのワーキングスペースの借上げに要する経費

**【補助額】**

5万円（補助率2/3）

## 8 各種表彰事業について

### 8-1 産業振興貢献企業賞贈呈式

市内で製造業を営む企業との取引を通じて、本市の産業振興に貢献したと認められる市外の企業を佐野市工業振興対策協議会で共催で表彰しています。令和4年度は市内企業から推薦があった8社を表彰しました。

#### 【対象企業】

市内の企業との取引を3年以上継続し、本市の産業振興に貢献したと認められる市外の企業



### 8-2 技能検定合格者顕彰式

技能者の技能習得意欲を増進させると共に、卓越した技能保持者に対する社会一般の評価を高め、技能水準の向上を図るため、佐野市工業振興対策協議会と共催で技能検定合格者の顕彰を行っています。

令和4年度は特級合格者5名、1級合格者32名、計37名を表彰しました。

#### 【対象者】

本市の産業に従事、又は本市に住所を有する技能労働者で、職業能力開発促進法の規定に基づく技能検定において、特級・1級・単一等級に合格した方

## 9 中小企業者の各種補助金・税制支援について

### 9-1 販路拡大チャレンジ補助金

自社製品及び自社技術の新たな販路や取引先、事業提携等の開拓のため、展示会等に積極的に出展する製造業を営む中小企業者に対して補助金を交付します。

**【対象者】**

市内中小企業者

**【対象経費】**

出展料、展示装飾費、設備費、宣伝広告費、輸送費、役務費（海外出展する場合のみ）

**【補助額】**

対象経費の1/2（上限額：国内25万円／海外40万円）※一年度につき1回限り

### 9-2 産業財産権取得補助金

製品及び技術を保護し、産業の競争力を強化することを目的とした取組を行う中小企業者に対して補助金を交付します。

**【対象者】**

市内中小企業者

**【対象経費】**

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得に係る費用

**【補助額】**

対象経費の40/100以内（上限額：年度につき40万円）  
※同一技術等を国内、国外双方に出願する場合は別件とする。

### 9-3 中小企業退職金共済制度加入促進補助金

中小企業退職金共済法に基づき中小企業退職金共済制度に新たに加入した中小企業者に対して共済掛金の一部を補助します。

**【対象者】**

市内中小企業者

**【補助額】**

新規加入従業員 1 人につき、補助期間を 1 年として月額 600 円

#### 9-4 中小企業倒産防止共済制度加入促進補助金

中小企業倒産防止共済法に基づき中小企業基盤整備機構と新たに共済契約を締結した中小企業者に対して共済掛金の一部を補助します。

**【対象者】**

市内中小企業者

**【補助対象】**

新たに締結した掛金の一部

**【補助額】**

月額 8 万円を限度として、積み立てた掛金の 20/100 の額  
(6 ヶ月以上 12 ヶ月分まで)

#### 9-5 先端設備等導入計画の認定

市では、中小企業等経営強化法に基づく「導入促進基本計画」を策定し、経済産業省の同意を得ています。中小企業が「導入促進基本計画」に沿った、「先端設備等導入計画（設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画）」を作成し、市の認定を受けることで、固定資産税の特例等の支援措置を受けることができます。

**【対象者】**

市内に設備投資を行う中小企業者

**【対象設備】**

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備

設備の種類	最低価格 (1 台 1 基又は 1 の取得価格)	販売開始時期 (一定期間内に販売されたもの)
機械装置	160 万円以上	10 年以内
工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内
構築物	120 万円以上	14 年以内

※設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください。

事業用家屋については、取得価格の合計額が、300万円以上の先端設備等とともに導入されたものに限ります。

#### 【税制支援の概要】

固定資産税の課税標準を、3年間ゼロとします。

### ※ 重要なお知らせ

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、令和5年度から令和6年度までの2年間、新たな固定資産税の特例制度が措置されることが決定されました。

#### ▶ 経済産業省ホームページ

「経済産業省関係 令和5年度税制改正について（令和4年12月23日）」

（該当ページ p 41、44）

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2023/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

今回の税制改正に伴い、中小企業等経営強化法施行規則の改正も予定されており、改正後施行規則は令和5年4月1日施行予定です。令和5年4月1日以降に取得される設備について、固定資産税の特例措置を受けるためには、新たに先端設備等導入計画の認定申請を行う必要があります。

新様式は準備が整い次第、市ホームページで案内します。

## 10 まちなか活性化について

### 10-1 市営駐車場

市街地における道路交通の円滑と市民の商店街での買物等の利便を図るため、駐車場を設置しています。

#### 【駐車場概要】

駐車場名	利用可能台数	料金
万町駐車場	48 台	2 時間無料 2 時間～ 3 時間 110 円 3 時間以降 1 時間毎 55 円
田沼駅前駐車場	64 台	1 日 200 円 定期利用 1 か月 3, 200 円
田沼仲町駐車場	19 台	無料
田沼角町駐車場	11 台	無料
葛生駅北駐車場	31 台	無料
葛生駅南駐車場	15 台	無料

### 10-2 佐野新都市バス

中心市街地と新都市地区を結ぶ佐野新都市線（通称：万葉浪漫バス）を運行するにあたり、当課に事務局を置く「佐野新都市バス事業連絡協議会」を設置の上、関係機関が互いに連絡調整することにより、事業の円滑化と利用推進を図っています。

#### 【運行開始時期】

平成 15 (2003) 年 3 月

#### 【運行形態】

- ・ 関東自動車株式会社が運行する独立採算路線です。  
（事業主体、運行主体ともに関東自動車株式会社）

#### 【運行経路】

佐野新都市バスターミナル⇒佐野プレミアム・アウトレット⇒イオンモール佐野新都市  
⇒佐野短大⇒工業団地南⇒佐野市文化会館⇒浅沼町⇒相生町⇒佐野駅⇒大町⇒

佐野厄よけ大師⇒佐野医師会病院⇒佐野警察署南⇒工業団地南⇒佐野短大⇒  
 イオンモール佐野新都市⇒佐野プレミアム・アウトレット⇒佐野新都市バスターミナル  
 ※上記区間を左回り及び右回りで循環

【主な区間の運賃】 ※佐野駅から

停 留 所	金 額
佐野短大	290 円
イオンモール佐野新都市 佐野プレミアム・アウトレット 佐野新都市バスターミナル	310 円

【佐野新都市バス事業連絡協議会】

▶ 設置年月日

平成 14 年 8 月 28 日

▶ 事業内容

- ・ 会議を開催し、事業の円滑な推進に関する調整や利用促進策の検討を行っています。
- ・ 関係機関が宣伝広告費を支出することにより、事業の推進を図っています。
- ・ 関係機関の従業員及び学生等に対し、バスを利用した通勤・通学を推奨しています。
- ・ 佐野新都市線の年度収支に赤字が生じた場合は、協議会を構成する関係機関の応分の費用負担により、補填のための負担金を支出することにより、運行継続を支援しています。

▶ 構成員

- ・ 会長 佐野市
- ・ 委員 イオンリテール株式会社（イオンモール佐野新都市）
- ・ 委員 三菱地所・サイモン株式会社（佐野プレミアム・アウトレット）
- ・ 委員 学校法人佐野日本大学学園（佐野日本大学短期大学）
- ・ 委員 一般社団法人佐野市観光協会

【直近の輸送実績】

年 度	運送実績 (人)	運行本 数(本)	1 便平均乗車 人数(人)	収入 (千円)	支出 (千円)	差引 (千円)
令和元年度(実績)	168,168	9,575	17.56	44,622	41,441	3,181
令和2年度(実績)	128,025	9,550	13.41	27,895	40,894	△12,999
令和3年度(実績)	127,744	9,537	13.39	27,152	41,422	△14,270

令和4年度	92,171	5,395	17.08	—	—	—
-------	--------	-------	-------	---	---	---

※令和4年度は、令和5年2月末現在の実績です。

**【運行改善策】**

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や移動需要の減少等の影響を受け、佐野新都市線が令和2年度及び令和3年度において厳しい運営を強いられたことから、市民生活における重要な交通手段を確保するため、令和4年4月1日から、大幅な改善策を講じて運行継続を図っています。

- ・1日運行本数 24便⇒14便へ減便
- ・運賃（最大） 220円⇒310円へ値上
- ・ダイヤ改正 安定的運行継続を図るため、一部発着時間を調整

**10-3 まちなか活性化事業補助金（空き店舗等活用にぎわい創出事業）**

まちなかの空き店舗等を活用し、新規出店する事業者に対し補助金を交付します。

**【対象者】**

商業団体、個人出店者、中小企業者、まちづくり会社、特定非営利活動法人、市民活動団体その他市長がまちなかの活性化に寄与すると認める団体

**【対象業種】**

- ・小売業、飲食業（飲酒業を除く※）、サービス業（風俗業及び遊戯業を除く）、コワーキングスペース
- ※飲酒業であっても昼食等を提供し、正午頃を含む時間帯に週3日以上営業するものは補助対象

**【補助要件】**

- ・対象区域内において、空き店舗（3か月以上事業等で使用されていない）等の遊休不動産物件、または申請する日前1年の間に購入した物件を活用しての出店であること
- ・店舗が地上1階にあること
- ・佐野市税に滞納がないこと
- ・佐野商工会議所またはあそ商工会の経営指導を受けること

- ・補助対象区域内での移転ではないこと
- ・この補助金の交付を別の店舗において受けたことがあるものにおいては、前回の交付を受けた店舗の開店日より3年が経過していること。
- ・2年以上自ら営むこと。

#### 【補助金額】

対象経費	補 助 率	限 度 額
家 賃	補助対象経費の額の2分の1に相当する額 ※開業した日の属する月から起算して24月分	1月当たり3万円 ※6万円以上は一律3万円
改装費	補助対象経費の額の3分の2に相当する額	50万円 ※75万円以上は一律50万円

#### 【対象区域】

区分	対 象 地 域
佐野地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次佐野市中心市街地活性化基本計画で定める戦略的まちなか活性化エリア内及び外周に接する地域</li> <li>・主要地方道桐生岩舟線（大橋から相生町交差点までに限る。）の沿線地域</li> </ul>
田沼地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県道田沼唐沢山公園線（佐野69号踏切から田沼上町交差点までに限る。）の沿線地域</li> <li>・市道2級202号線（一瓶塚稻荷神社前交差点から田沼下町歩道橋の交差点までに限る。）の沿線地域</li> </ul>
葛生地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県道葛生停車場線（本町公民館から嘉多山公園南交差点までに限る。）の沿線地域</li> </ul>

### 10-4 佐野駅前交流プラザ「ぱるぽーと」

市の表玄関として、また中心市街地活性化の拠点として、来街者や市民などが有益に利用できる公共・公益施設を指定管理者制度により管理運営しています。

#### 【施設概要】

- ・1F：待合所、観光案内所
- ・2F：多目的ホールA・B、子育て支援まちなかプラザ「ゆめぽけっと」（市直営）
- ・屋外：駅前交流広場

**【指定管理者】**

株式会社ケイミックスパブリックビジネス（東京都千代田区神田小川町1丁目2番地）

**【開館日】**

毎日

**【開館時間】**

施 設	開 館 時 間
待合所	午前7時～午後11時
観光案内所(らーめんミニ博物館)	午前9時～午後7時
多目的ホール	午前9時～午後10時
駅前交流広場	終日（ただし、指定管理者の利用許可を受けて 占用利用するとき：午前9時～午後10時）

**【利用料金】**

区分	金 額（多目的ホール）			
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
A	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円
B	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円

区分	金 額（駅前交流広場）			
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
全面	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円

【利用状況】

		待合所 案内所	多目的ホール		交流広場	施設周囲	合計	前年度比
			A	B				
令和 3年度	利用人数(人)	29,486	1,325	1,125	1,698	1,465	35,099	119.6%
	利用回数(回)	—	243	231	152	—	626	125.8%
	利用日数(日)	—	—	—	—	—	369	126.4%
令和 4年度	利用人数(人)	27,302	1,465	1,416	4,100	406	34,786	116.0%
	利用回数(回)	—	290	270	42	—	602	108.9%
	利用日数(日)	—	—	—	—	—	379	117.0%

※令和4年度は、令和5年1月末時点の実績です。

【問い合わせ】

佐野駅前交流プラザ「ぱるぽーと」

佐野市若松町 481-4

T E L 0283-27-0005



## 【参考資料 1】

### 佐野市中小企業及び小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市の区域内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業等支援団体 商工会議所及び商工会であって、市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融機関及び栃木県信用保証協会をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者(金融機関等を除く。)であって、市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 補助金等 補助金、信用保証料補給金及び利子補給金をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業の多様で活力ある成長発展及び小規模企業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力の下に行われなければならない。
- 3 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するという認識の下に行われなければならない。
- 4 中小企業及び小規模企業の振興は、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業等支援団体、金融機関等及び大企業者が相互に連携し、並びに市民の協力を得て行われなければならない。
- 5 中小企業及び小規模企業の振興は、地域資源を有効に活用することを基本として行われなければならない。
- 6 小規模企業の振興は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえて行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、社会経済情勢の変化に対応した措置を講ずるとともに、中小企業者、小規模企業者、中小企業等支援団体、金融機関等及び大企業者と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注並びに物品等及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、中小企業者及び小規模企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、雇用環境の整備、雇用機会の創出及び雇用の維持並びに人材の確保及び育成に努めるとともに、事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業等支援団体の役割)

第6条 中小企業等支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上を積極的に支援するよう努めるとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動、地域経済の活性化及び市民生活の向上における中小企業者及び小規模企業者の重要性について理解を深め、中小企業者及び小規模企業者の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者及び小規模企業者が供給する製品及び役務の利用を通じて、中小企業者及び小規模企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市長は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び経営基盤の強化を図ること。

(2) 中小企業者及び小規模企業者の雇用の確保の促進及び必要な人材の育成を図ること。

(3) 中小企業者及び小規模企業者の事業活動に必要な資金調達の円滑化を図ること。

(4) 中小企業者及び小規模企業者の販売先の開拓の促進を図ること。

(5) 伝統的工芸の振興に関すること。

(6) 中小企業及び小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

(補助金等の交付)

第11条 市長は、前条の規定による施策を実施するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、中小企業者、小規模企業者、中小企業等支援団体及び規則で定める団体に対し、補助金等を交付することができる。

(融資資金の措置)

第12条 市長は、中小企業者、小規模企業者及び規則で定める者の事業活動に必要な資金調達の円滑化を図るため、予算の範囲内において、融資資金を栃木県信用保証協会に貸し付け、又は銀行、信用金庫その他の金融機関に預託するものとする。

2 前項の規定による貸付金又は預託金の運用期限は、当該会計年度末までとし、当該貸付金又は預託金の現在高を一般会計に繰り入れるものとする。

3 融資を行う資金の種類及び融資の条件等については、規則で定める。

(中小企業等振興対策審議会)

第13条 中小企業及び小規模企業の振興を図るため、佐野市中小企業等振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市長の諮問に応じ、中小企業及び小規模企業の振興に係る重要事項について、調査審議すること。

(2) 中小企業及び小規模企業の振興に関し市長に対して意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 商工関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐野市中小企業振興条例第7条第1項の規定により置かれている佐野市中小企業振興対策審議会は、この条例による改正後の佐野市中小企業及び小規模企業振興条例第13条第1項の規定により置かれる佐野市中小企業等振興対策審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

## 【参考資料2】

# 佐野市産業振興基本計画

### 1 計画策定の趣旨と目的

第2次佐野市総合計画の産業部門における施策横断的な計画として各産業分野の関連施策と相互に「連携・共有」しながら市内経済の活性化に向けた取組を進めており、社会・経済情勢の変化などに対応しながら、将来にわたって「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」の実現を図るために令和4年3月に策定しました。

### 2 計画期間

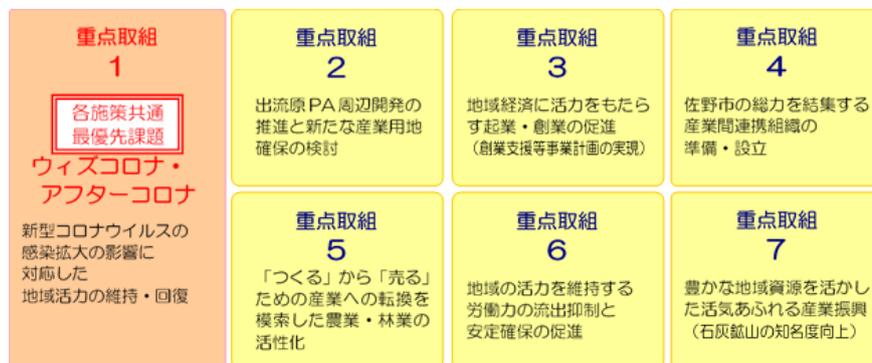
令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間

### 3 計画の目指す将来像及び施策体系

本計画の将来像と推進テーマの実現に向けて、5つの基本目標を設置するとともに、10項目の基本戦略と20項目の取組方針を定めました。

#### ➡ 施策体系図は次ページのとおり

また、計画の推進にあたっては、最優先に取り組む新型コロナウイルス感染症対策のほか、特に重点的に取り組むべき7つの施策を重点事業として指定し、その施策の実現に向けて優先的に関連事業の推進を図ります。

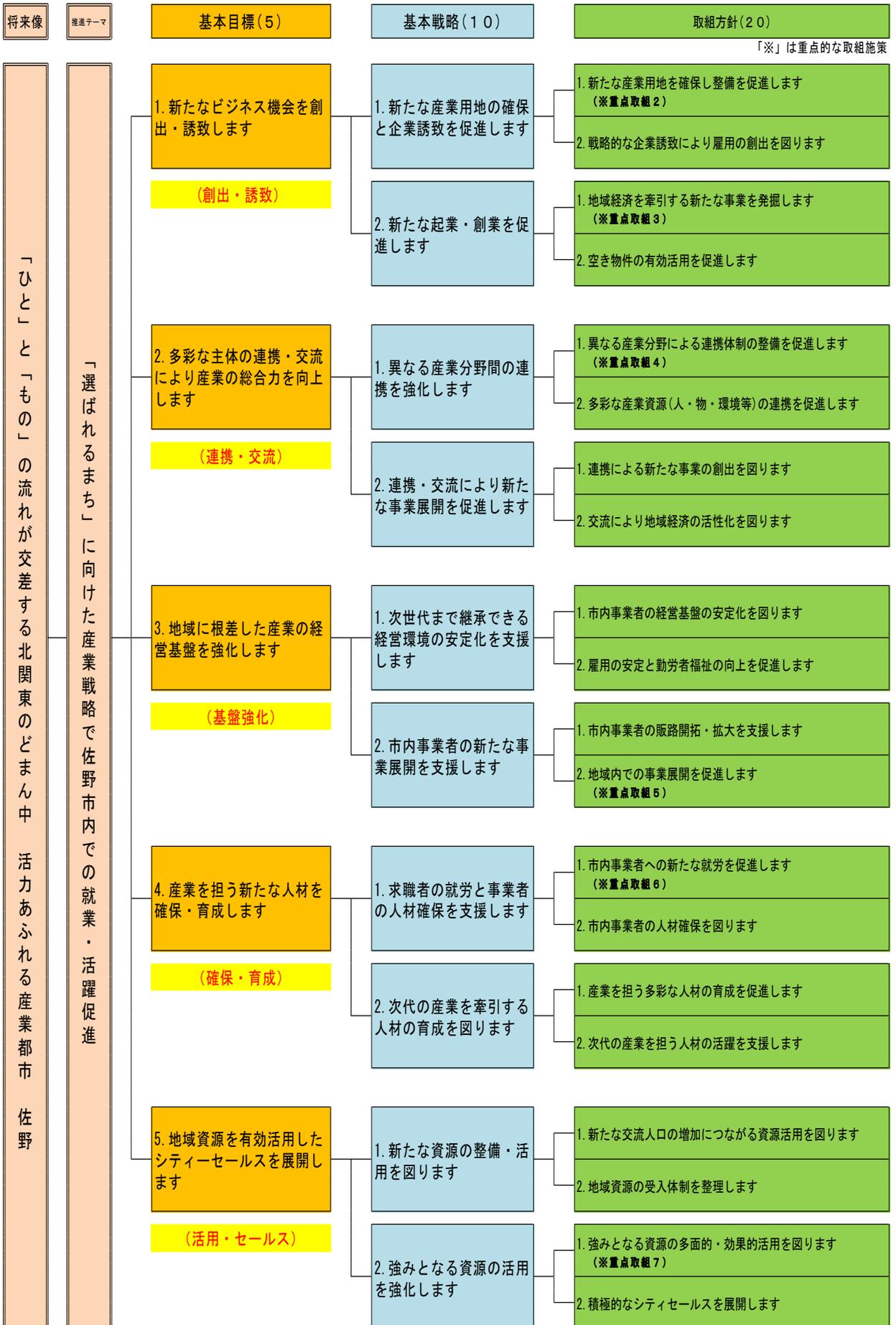


### 4 計画の推進に向けて

本計画に位置づけられた各種施策を推進し、豊かな生活環境の創造や地域経済の活性化、にぎわいと活力のある地域づくりを実現していくため、市や地域の経済団体だけでなく、事業者、関係団体、教育機関、国・県等の産業支援機関、近隣市町、市民等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協働しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくこととします。



# 施策体系図



「※」は重点的な取組施策

※「重点事業1」は全施策横断的に取り組むコロナ対策

お問い合わせ

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町 1

佐野市 産業文化スポーツ部

<産業政策課>

TEL 0283-20-3040

E-mail [sangyou@city.sano.lg.jp](mailto:sangyou@city.sano.lg.jp)

<企業誘致課>

TEL 0283-25-7031

E-mail [kigyo@city.sano.lg.jp](mailto:kigyo@city.sano.lg.jp)

FAX 0283-20-3029 (共 通)